平成２４年（フ）第２０４号
千葉県銚子市豊里台３丁目1068番地の148
県営住宅１―204号
債務者　西廣　　宏
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０５号
千葉県銚子市豊里台３丁目1068番地の148
県営住宅１―204号
債務者　西廣　多恵
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５２７号
相模原市中央区南橋本２―４―14　サンライト南橋本302、住民票上の住所神奈川県大和市下鶴間2354番地２　ファミールサカエ101
債務者　田口　　剛
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３１号
相模原市南区栄町５番14号
債務者　五島眞智子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３２号
相模原市南区栄町５番14号
債務者　五島　美奈
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３３号
相模原市緑区橋本２丁目20番23号　エルドラド213
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３６号
相模原市中央区田名3302番地２　ニューライフ田名寮205
債務者　阿部　甲一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５４６号
相模原市緑区根小屋175番地１
債務者　高杉　良雄
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７４号
新潟県加茂市陣ケ峰16番26号
債務者　木伏　　崇
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第７７号
新潟県燕市中川126番地
債務者　赤塚　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１３５号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目２番地の40　市営住宅11棟57号
債務者　山本　雅紀
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４４７号
静岡県熱海市西熱海町１丁目26番21号　シティハイムフルール201号室、前住所静岡県賀茂郡河津町見高1263番地の36
債務者　前田千香子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
静岡県伊豆市小立野100番地の２　伊豆赤十字介護老人保健施設グリーンズ修善寺、住民票上の住所静岡県伊豆市柏久保191番地の１ドリームコーポ205号
債務者　山田　　靖
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４８９号
静岡県三島市西本町３番21号　サンマンションゴトー202
債務者　鈴木　誠一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０１号
名古屋市中川区高畑４丁目194番地　市営新高畑荘２棟306号
債務者　今井　　正
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０９号
大阪府河内長野市日野431番地の１
債務者　網倉　清誠
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５６号
大阪府河内長野市汐の宮町20番35―201号、前住所堺市美原区北余部267番地63
債務者　中川　晶博
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係